

名古屋市外国人介護人材等導入支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 名古屋市介護人材等導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 この要綱の実施に関して必要な事項は、市長が定める。

(目的)

第2条 この要綱は、外国人介護人材等を導入していない事業所に対し、事業所における一人目の外国人介護人材等導入について費用を補助することで、外国人介護人材等の導入を支援・促進することを目的とする。

(対象事業所)

第3条 この要綱に基づく補助対象事業所は、名古屋市内に所在する、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）または障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定される事業所のうち、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項に掲げる在留資格を持ち、習得しようとする技能が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則別表第二 七その他（二十一職種三十八作業）に掲げる介護職種である技能実習生、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に掲げる第一号の区分に掲げる在留資格を持つ外国人または出入国管理及び難民認定法施行規則別表第二の特定活動の項の右欄に掲げる第二号の区分に掲げる経済連携協定に基づく介護福祉士候補者（以下「外国人介護人材等」という。）のいずれかの受入が認められており、かつ下記のいずれかに該当する事業所とする。

- (1) これまでに外国人介護人材等のいずれも介護業務に従事させたことがなく、申請日の属する年度において事業所を運営する法人または個人が新たに外国人介護人材等と雇用契約を締結し、当該外国人介護人材等に従事させる事業所。
- (2) 申請日の属する日の前年度において前号に該当することにより本補助金の交付を受け、その額が第6条第1項に定める補助上限額に満たない事業所

(対象事業)

第4条 市長は、対象事業所が介護業務に従事させる一人目の外国人介護人材等の雇用に要する費用（以下「対象事業」という。）を対象に予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、第3条第1項第1号に該当する場合は第8条に定める交付決定を受けた日から当該年度の3月31日までの間に、第3条第1項第2号に該当する場合は第8条に定める交付決定を受けた日から前年度の交付決定を受けた日の1年後の日付までの間に実施した事業に限る。

(対象経費)

第5条 補助金の交付対象経費（以下「対象経費」という。）は対象事業所が介護業務に従事させる一人目の外国人介護人材等の雇用において当該受入事業所が負担する費用のうち、次に掲げる費用をいう。

- (1) 監理団体等への入会金、会費等
 - (2) 監理団体等および海外の送り出し機関への紹介料、手数料等
 - (3) 監理団体等への監理費、支援委託費等
 - (4) ビザ申請費用
 - (5) 健康診断費
 - (6) 技能実習生保険等の保険料
 - (7) 渡航費
 - (8) 居住費
 - (9) その他前各号に掲げる費用に準ずる費用として市長が認める費用
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については補助金の対象経費としないものとする。
- (1) 他の制度による補助を受けている経費
 - (2) 交付目的に照らし、適当と認められない経費
 - (3) 対象年度以外の経費

（補助金額）

第6条 補助金の交付額（以下「補助金額」という。）は、第5条に規定する対象経費に係る実支出額に4分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とし、その額は55万円を上限とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第2号に該当する場合は補助金額の上限は55万円から前年度の対象事業について交付を受けた額を除いた額とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付申請をしようとする者は対象事業開始前に対象事業所ごとに名古屋市外国人介護人材等導入支援事業補助金交付申請書（第1号様式）および外国人介護人材等導入計画書（第1号様式別紙）を作成し、市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は前条の規定による補助金の申請を受理したときは、その内容を審査のうえで、補助金の交付の可否を決定し、その旨を名古屋市外国人介護人材等導入支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の変更および中止）

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者は、対象事業の内容を変更又は当該事業を中止しようとするときは、変更（中止）事由が発生した日から起算して14日以内に名古屋市外国人介護人材等導入支援事業補助金交付変更（中止）申請書（第3号様式）により市長に申請しなければならない。なお、変更の場合には次に掲げる書類を添付することとする。

- (1) 事業の変更内容及び当該経費の分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による補助事業の変更又は中止の申請があったときは、市長は補助金の交付決定の変更又は取消しの決定を行い、その旨を名古屋市外国人介護人材等導入支援事業補助金交付決定額変更通知書(第4号様式)又は名古屋市外国人介護人材等導入支援事業補助金交付決定取消通知書(第5号様式)により申請者へ通知する。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げは、補助金の交付決定を受けた申請者がその旨を記載した書面を市長に提出して行うものとする。

2 規則第8条第1項に規定する期日は、補助金の交付決定を受けた申請者が第8条の規定による通知を受けた日から14日経過した日とする。

(事業実績報告および請求)

第11条 補助金の交付決定を受けた申請者は、対象事業が全て完了した日から起算して、20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに名古屋市外国人介護人材等導入支援事業補助金実績報告書(第6号様式)を作成し、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。併せて申請者は名古屋市外国人介護人材等導入支援事業補助金請求書(第7号様式)により補助金を請求するものとする。

- (1) 外国人介護人材等との雇用契約書(写し)
- (2) 監理団体等との契約書(写し)(監理団体等と契約を締結した場合)
- (3) 対象経費の支払いが確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定及び交付)

第12条 市長は前条の規定により事業実績報告および請求を受けたときは、その内容を審査した上で補助金額を確定し、申請者に補助金を交付する。

2 市長は前項の審査において実際に要した対象経費が交付決定額を下回ることが確認された場合には、補助金額を減額するものとする。この場合においては、変更後の金額を申請者へ通知する。

(補助金の流用禁止)

第13条 申請者はこの要綱により交付される補助金を対象事業の実施に要した費用に充てるものとし、それ以外の目的に流用してはならない。

(交付決定の取消等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 交付決定の変更又は中止についての申請をしなければならない場合にこれを怠ったとき。
- (3) 補助金の交付決定に附した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

(書類の整備)

第 15 条 事業所は事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支についての証拠書類を整理し、これらの事業完了の日（事業の中止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管すること。

附則

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。